

上市町と富山福祉短期大学との連携に関する協定書

上市町（以下「甲」という。）と富山福祉短期大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他の連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の創造と持続的な発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) まちづくりに関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 地域福祉の増進に関すること。
- (5) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

（地域連携会議）

第3条 連携協力について意見交換を行うため、甲と乙の代表者で組織する地域連携会議を設置する。

2 地域連携会議の運営に関し必要な事項は、甲と乙が協議のうえ、別に定める。

（連携窓口）

第4条 連携協力を円滑に進めるため、甲と乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和3年1月21日

甲 富山県中新川郡上市町法音寺1番地
上市町長 中川 行孝



乙 学校法人浦山学園 富山福祉短期大学
学長 炭谷 靖子

